

★わたしたちのまちの★

介 護 保 険

・  
高 齢 者 福 祉 サ ー ビ ス



男の健康づくり教室



下市町マスコットキャラクター  
ごんたくん

下 市 町



# 目次

1. 介護保険ってどんな制度？	1
介護保険のあらまし	
老化が原因とされる 16 種類の病気	
2. 利用までの流れは？	2
3. 介護サービスの種類は？	4
介護予防支援・居宅介護支援	
介護予防訪問介護・訪問介護	
介護予防訪問入浴・訪問入浴介護	
介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション	
介護予防訪問看護・訪問看護	
介護予防通所介護・通所介護	
介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション	
介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護	
介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護	
介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護	
介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与	
特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売	
住宅改修費の支給    地域密着型サービス    施設サービス	
介護老人福祉施設    介護老人保健施設    介護療養型医療施設	
4. 利用者負担の支払い	10
在宅サービスの費用のめやす、施設サービスの費用のめやす	
5. 介護保険利用料の負担の軽減	12
高額介護サービス費の軽減、高額医療・高額介護合算制度、居住費・食費の負担限度額、利用者負担の減免制度	
利用者負担軽減制度	
6. 介護保険に係る税申告時の所得控除	15
7. 介護保険料	16
8. 地域包括支援センター	20
9. 包括的支援事業	21
総合相談支援・権利擁護事業・任意事業・生活支援体制整備事業・	
認知症施策推進事業・在宅医療介護連携推進事業・入退院調整ルール・	
地域ケア会議推進事業・介護予防支援事業	
10. 介護予防・日常生活支援総合事業の案内	25
高齢者の生活を支えるための地域づくり	
介護予防・生活支援サービス    一般介護予防事業	
11. 高齢者福祉の案内	28
在宅福祉サービス	
訪問生活支援事業、寝具乾燥サービス事業、訪問理美容サービス、日常生活用具の助成	
緊急通報装置設置事業、高齢者外出支援事業、介護用品貸出、ヘルスバス	
生活管理指導短期宿泊、要援護者登録事業	
施設福祉サービス(養護老人ホーム、ケアハウス、軽費老人ホーム(A型))	
その他サービス(介護タクシー)	
12. 各種相談サービス	31
13. 町内の居宅介護サービス事業者	32
14. 事業者等紹介	33
町内の医療機関	
事業所マップ	
介護保険施設案内	36

# 介護保険ってどんな制度？

介護が必要になっても、安心して暮らせる老後を望む気持ちは皆同じです。本格的な高齢社会を迎えている下市町でも、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護をする人の高齢化も進んでいます。また働きに出る女性も増えるなど、家族だけで介護をすることは難しくなっています。そこでこうした介護を社会全体で支えるのが「介護保険制度」です。

## 介護保険のあらまし

運営主体	下市町	
加入する方	第1号被保険者 65歳以上の方	第2号被保険者 40歳から64歳までの医療保険に加入している方
サービスを利用できる方	①寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態(要介護状態)の方 ②常時の介護までは必要ないが、家事や身支度等、日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)の方	初老期における認知症・脳血管疾患など老化が原因とされる16種類の病気(※)により要介護状態や要支援状態となった方
保険料の納付	原則として老齢・退職年金等の公的年金からの天引きです。	加入している医療保険の保険料に上乗せして一括して納めます。
利用料の負担	介護保険からサービスを受けたときは、原則として、かかった費用の1割～3割を利用者が負担します。(施設入所の場合には、費用の1割～3割の他に食費や居住費の負担も必要です。) 負担が高くなる場合は、負担の上限を設けます。特に所得の低い方には、負担の上限を低く設定し、また食費や居住費の負担も低くなります。	

## ※老化が原因とされる16種類の病気

- ①がん【がん末期】    ②関節リウマチ    ③筋萎縮性側索硬化症
- ④後縦靭帯骨化症    ⑤骨折を伴う骨粗しょう症    ⑥初老期における認知症
- ⑦進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧脊髄小脳変性症    ⑨脊柱管狭窄症    ⑩早老症    ⑪多系統萎縮症
- ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬脳血管疾患
- ⑭閉塞性動脈硬化症    ⑮慢性閉塞性肺疾患
- ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

# 利用までの流れは？

介護が必要な状態(日常生活に支障が生じたら)になったら、介護保険のサービスを利用できるか、利用できる際はどんなサービスを受けられるのか、を明確にするために認定(要介護認定)を受ける必要があります。要介護認定は、下市町が行います。下図は申請から実際にサービスを受けられるまでの順序です。

## ①申請

要介護認定を受けるための申請を行います。申請は、本人や家族のほか、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設、民生児童委員の方にも代行してもらうことができます。  
申請後以下の2つが行われます。

### 訪問調査

- ・調査員が、日時をお約束してふだんの生活の心身の状況を調査します。
- ・調査は、ご本人の居住地(自宅・施設・病院等)で原則として本人の状態がよくわかっている方の立会いのもとに実施します。

#### 【調査内容】

- 麻痺や関節の動き ●寝返り・起き上がり・歩行 ●入浴・排泄・食事
- 衣服の着脱・金銭管理 ●視力・聴力・意思の伝達
- ひどい物忘れ・徘徊などの行動 ●14日以内に受けた医療

### 主治医(かかりつけ医)の意見

- ・申請書に記載された主治医(かかりつけ医)が、医学的な見地による介護認定に係る意見書を作成します。
- ・受診を求められましたら、指示に従ってください。
- ・意見書作成は、町が依頼し、町へ直接返送されます。

平均  
14  
日

## ②介護認定審査会

上記で作成した2つの書類を認定審査会に送付し介護度を決定します。審査会は、五條市と吉野郡の市町村が共同で設置しています。

### 一次判定(コンピュータによる)

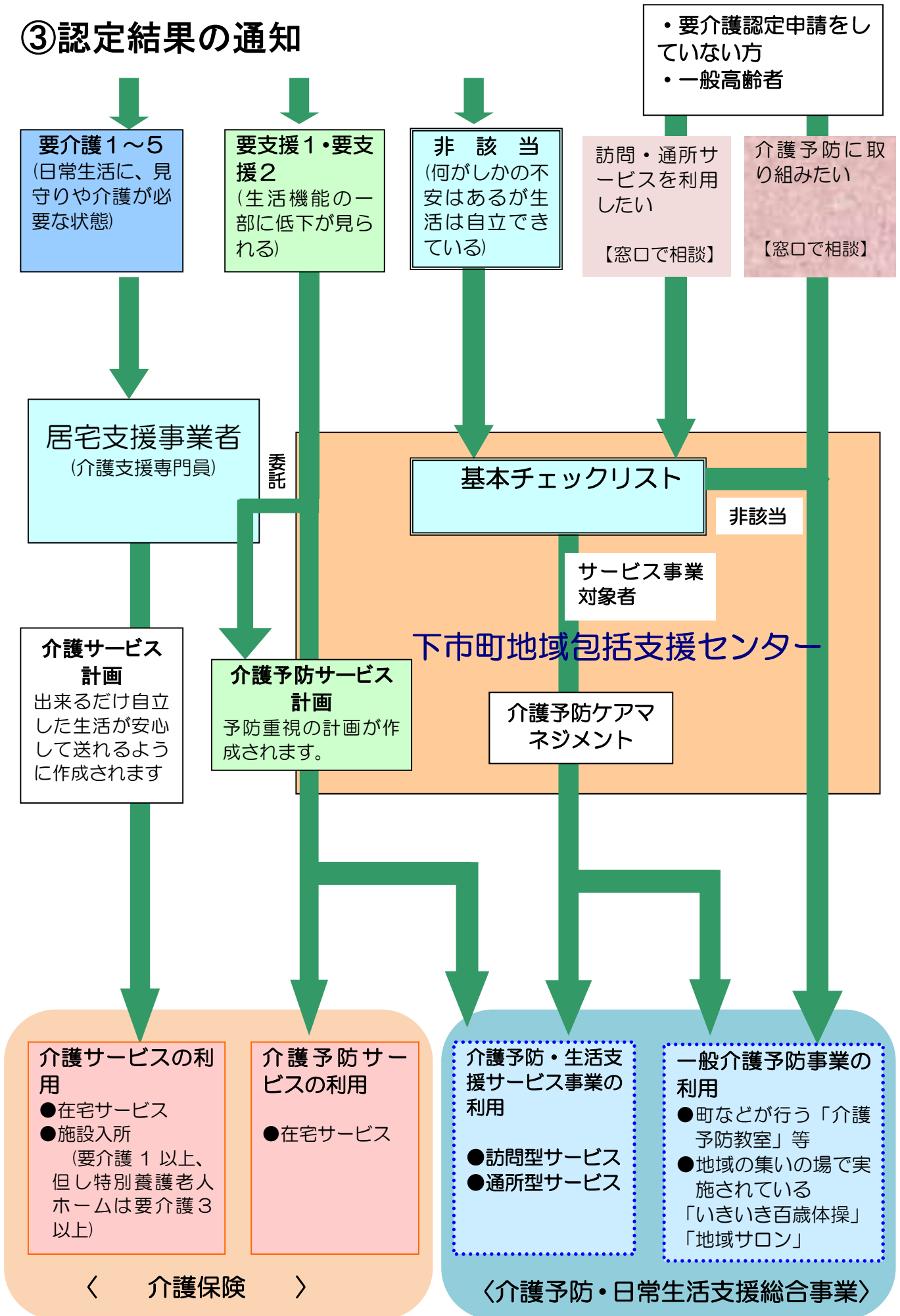
主治医意見書の心身の状況と訪問調査員の調査した74項目の結果により判定)

### 二次判定(審査委員による判

(一次判定と主治医の意見書、調査員が記した特記事項をもとに判定)

平均  
14  
日

### ③認定結果の通知



# 介護サービスの種類は？

【利用者の負担は費用の1割～3割】

※ 金額は目安です。

総合事業対象者 介護予防サービス(要支援1・2)		介護サービス(要介護1～5)																						
<b>介護予防ケアマネジメント・介護予防支援</b>		<b>居宅介護支援</b>																						
介護予防サービスは、地域包括支援センターが中心となって支援します。サービスを利用する為には、地域包括支援センターに相談し、介護予防支援計画及び介護予防ケアマネジメントの作成を依頼しましょう。		どんなサービスを、どこからどんなスケジュールで利用するのがいいか介護支援専門員（ケアマネジャー）が、本人や家族と相談しながら介護サービス計画を作成します。																						
ケアプランの作成及び相談は無料です。（全額を介護保険で負担します。）																								
<b>日常生活を手助けするサービス</b>																								
<b>総合事業 1号訪問事業</b>		<b>訪問介護(ホームヘルプ)</b>																						
利用者が自力で困難な行為について、家族等の支援などが受けられない場合、ホームヘルパーが家庭を訪問し、サービスを提供します。		身体介護～食事、入浴、排泄などの身体介助 生活援助～調理、掃除など																						
ホームヘルパーが訪問し、調理や掃除等を利用者と一緒に行い利用者ができるよう支援してもらいます。		費用のめやす （1回につき）																						
費用のめやす （1回につき）		費用のめやす （1回につき）																						
<table border="1"> <tr> <td>1回（生活援助中心） 20分以上45分未満</td> <td>1,790円</td> </tr> <tr> <td>1回（生活援助中心） 45分以上の場合</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>1回（身体介護含む）</td> <td>2,870円</td> </tr> </table>		1回（生活援助中心） 20分以上45分未満	1,790円	1回（生活援助中心） 45分以上の場合	2,200円	1回（身体介護含む）	2,870円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">身体介護</td> <td>20分未満</td> <td>1,630円</td> </tr> <tr> <td>20分以上30分未満</td> <td>2,440円</td> </tr> <tr> <td>30分以上60分未満</td> <td>3,870円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">生活援助</td> <td>20分以上45分未満</td> <td>1,790円</td> </tr> <tr> <td>45分以上</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">乗降車介助(1回)</td> <td>970円</td> </tr> </table>		身体介護	20分未満	1,630円	20分以上30分未満	2,440円	30分以上60分未満	3,870円	生活援助	20分以上45分未満	1,790円	45分以上	2,200円	乗降車介助(1回)		970円
1回（生活援助中心） 20分以上45分未満	1,790円																							
1回（生活援助中心） 45分以上の場合	2,200円																							
1回（身体介護含む）	2,870円																							
身体介護	20分未満	1,630円																						
	20分以上30分未満	2,440円																						
	30分以上60分未満	3,870円																						
生活援助	20分以上45分未満	1,790円																						
	45分以上	2,200円																						
乗降車介助(1回)		970円																						
（1ヶ月につき）（月額包括算定及び回数算定）		※移送にかかる費用は実費負担となります。 ※別途加算が必要な場合があります。																						
<table border="1"> <tr> <td>週1回程度の利用</td> <td>5回/月以上</td> <td>11,760円/月</td> </tr> <tr> <td>週2回程度の利用</td> <td>9回/月以上</td> <td>23,490円/月</td> </tr> <tr> <td>週3回程度の利用</td> <td>12回/月以上</td> <td>37,270円/月</td> </tr> </table>		週1回程度の利用	5回/月以上	11,760円/月	週2回程度の利用	9回/月以上	23,490円/月	週3回程度の利用	12回/月以上	37,270円/月														
週1回程度の利用	5回/月以上	11,760円/月																						
週2回程度の利用	9回/月以上	23,490円/月																						
週3回程度の利用	12回/月以上	37,270円/月																						
※事業対象者及び要支援1方は原則週2回 ※通院等の乗降車介助は利用できません。 ※別途加算が必要な場合があります。																								
<b>利用できないサービス</b> ●本人以外の家族の為の家事(調理・洗濯等) ●ペットの世話 ●洗車 ●草むしりや花木の手入れ●大掃除や家の修理など など																								

**自宅で入浴するサービス**

**介護予防訪問入浴**

**訪問入浴介護**

自宅に浴室がない場合や、感染症などの理由から公衆浴場・デイサービス等が利用できない場合に利用できます。

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

費用のめやす(1回)

1回	8,560円
----	--------

費用のめやす(1回)

1回	12,660円
----	---------

※別途加算が必要な場合があります。

※別途加算が必要な場合があります。

**介護予防サービス(要支援1・2)**

**介護サービス(要介護1～5)**

**自宅でリハビリテーションを受けるサービス**

**介護予防訪問リハビリテーション**

**訪問リハビリテーション**

自宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士等が訪問して短期集中的なリハビリを行います。

※別途加算が必要な場合があります

費用のめやす

1回につき	2,980円
-------	--------

1回につき	3,080円
-------	--------

**介護予防サービス(要支援1・2)**

**介護サービス(要介護1～5)**

**疾患等を抱えて外出が困難な人について、看護師が自宅に訪問して、床ずれの手当や点滴の管理を行います。**

**介護予防訪問看護**

**訪問看護**

費用のめやす(1回)

※別途加算が必要な場合があります。

	訪問看護ステーションから	病院又は診療所から	訪問看護ステーションから	病院又は診療所から
20分未満	3,030円	2,560円	3,140円	2,660円
30分未満	4,510円	3,820円	4,710円	3,990円
30分以上1時間未満	7,940円	5,530円	8,230円	5,740円

総合事業対象者 介護予防サービス(要支援1・2)		介護サービス(要介護1～5)																																		
<b>施設に通うサービス</b>																																				
<b>総合事業 1号通所事業</b>		<b>通所介護・地域密着型通所介護 (デイサービス)</b>																																		
<p>デイサービスセンター（通所介護施設）で食事などの基本的サービスや生活行為向上のための支援を行います。</p> <p>費用のめやす（1ヶ月につき）</p> <p>共通的サービス(送迎を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業対象者・要支援1</td> <td>4回/月 まで</td> <td>4,360円/回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5回/月 以上</td> <td>17,980円/月</td> </tr> <tr> <td>事業対象者・要支援2</td> <td>8回/月 まで</td> <td>4,470円/回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>9回/月 以上</td> <td>36,210円/月</td> </tr> </table> <p>※運動器機能向上加算等、別途加算が必要な場合があります。 ※食事代やおむつ代等別途自己負担です。</p>		事業対象者・要支援1	4回/月 まで	4,360円/回		5回/月 以上	17,980円/月	事業対象者・要支援2	8回/月 まで	4,470円/回		9回/月 以上	36,210円/月	<p>デイサービスセンター（通所介護施設）で、食事、入浴、日常動作訓練、レクリエーションなどを提供します。</p> <p>費用のめやす(1回) 規模や時間により異なります。 (送迎を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>通常規模</td> <td>地域密着型</td> </tr> <tr> <td>要介護度</td> <td>6時間以上 7時間未満</td> <td>6時間以上 7時間未満</td> </tr> <tr> <td>要介護1</td> <td>5,840円</td> <td>6,780円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>6,890円</td> <td>8,010円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>7,960円</td> <td>9,250円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>9,010円</td> <td>10,490円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>10,080円</td> <td>11,720円</td> </tr> </table> <p>※個別のリハビリを行った場合や、入浴など別途加算が必要な場合があります。 ※食事代やおむつ代等別途自己負担です。</p>			通常規模	地域密着型	要介護度	6時間以上 7時間未満	6時間以上 7時間未満	要介護1	5,840円	6,780円	要介護2	6,890円	8,010円	要介護3	7,960円	9,250円	要介護4	9,010円	10,490円	要介護5	10,080円	11,720円
事業対象者・要支援1	4回/月 まで	4,360円/回																																		
	5回/月 以上	17,980円/月																																		
事業対象者・要支援2	8回/月 まで	4,470円/回																																		
	9回/月 以上	36,210円/月																																		
	通常規模	地域密着型																																		
要介護度	6時間以上 7時間未満	6時間以上 7時間未満																																		
要介護1	5,840円	6,780円																																		
要介護2	6,890円	8,010円																																		
要介護3	7,960円	9,250円																																		
要介護4	9,010円	10,490円																																		
要介護5	10,080円	11,720円																																		

※ 金額は目安です。

介護予防サービス(要支援1・2)		介護サービス(要介護1～5)															
<b>介護予防通所リハビリテーション</b>		<b>通所リハビリテーション</b>															
<p>介護老人保健施設や医療機関等で、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリを行うほか、その人の目標に合わせた選択的なサービスを提供します。</p> <p>費用のめやす（1ヶ月につき） 共通的サービス(送迎を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>要支援1</td> <td>22,680円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>42,280円</td> </tr> </table> <p>※別途加算が必要な場合があります。 ※食事代やおむつ代等別途自己負担が必要です。</p>		要支援1	22,680円	要支援2	42,280円	<p>介護老人保健施設や医療機関等で、理学療法士や作業療法士によるリハビリを提供します。</p> <p>費用のめやす(1回)6時間以上7時間未満 (送迎を含む)</p> <table border="1"> <tr> <td>要介護1</td> <td>7,150円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>8,500円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>9,810円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>11,370円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>12,900円</td> </tr> </table> <p>※個別のリハビリを行った場合や、入浴等の別途加算が必要な場合があります。 ※食事代やおむつ代等別途負担が必要です。</p>		要介護1	7,150円	要介護2	8,500円	要介護3	9,810円	要介護4	11,370円	要介護5	12,900円
要支援1	22,680円																
要支援2	42,280円																
要介護1	7,150円																
要介護2	8,500円																
要介護3	9,810円																
要介護4	11,370円																
要介護5	12,900円																

## 短期間施設に泊まるサービス

### 介護予防短期入所生活介護

福祉施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援（食事、入浴、排泄など）や機能訓練などが受けられます。

費用のめやす（1日につき）

介護老人福祉施設（併設型ユニット室）の場合

要支援1	5,290円
要支援2	6,560円

※別途加算が必要な場合があります。

※食事代、送迎費、日常生活費、特別な居室を利用した場合の費用は別途負担が必要です。

### 短期入所生活介護

福祉施設に短期間入所して、食事、入浴、排泄など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。

費用のめやす（1日につき）

介護老人福祉施設（併設型ユニット室）の場合

要介護1	7,040円
要介護2	7,720円
要介護3	8,470円
要介護4	9,180円
要介護5	9,870円

※別途加算が必要な場合があります。

※食事代、送迎費、日常生活費、特別な居室を利用した場合の費用は別途負担が必要です。  
※利用料は施設の人員基準によって異なります。

### 介護予防サービス(要支援1・2)

### 介護サービス(要介護1～5)

### 介護予防短期入所療養介護

老人保健施設や医療施設に短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の支援（医療上の訓練、医師の診療）などが受けられます。

費用のめやす（1日につき）

介護老人保健施設（多床室）の場合

要支援1	6,130円
要支援2	7,740円

※別途加算が必要な場合があります。

※食事代、送迎費、日常生活費、特別な居室を利用した場合の費用は別途負担



### 短期入所療養介護

老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

費用のめやす（1日につき）

介護老人保健施設（多床室）の場合

要介護1	8,300円
要介護2	8,800円
要介護3	9,440円
要介護4	9,970円
要介護5	10,520円

※別途加算が必要な場合があります。

※食事代、送迎費、日常生活費、特別な居室を利用した場合の費用は別途負担  
※利用料は施設の人員基準によって異なります。

### 短期入所サービス利用の注意点

短期入所サービスはあくまで在宅生活の継続のために利用するサービスですので、利用できる日数に注意してください。

- 短期入所サービスの連続した利用は30日までとなります。
- 連続して30日を超えない利用であっても、短期入所サービスの利用日数は、要支援認定等の有効期間のおおむね半数を超えないことをめやすとします。
- 利用日数が有効期間のおおむね半数を超えることが想定される場合は、保険者に理由書を提出する必要があります。

介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護														
<p>有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。</p> <p>費用のめやす（1日につき）</p> <table border="1" data-bbox="183 365 775 443"> <tr> <td>要支援1</td> <td>1,830円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>3,130円</td> </tr> </table> <p>※別途加算が必要な場合があります。 実費が必要な場合があります。</p>	要支援1	1,830円	要支援2	3,130円	<p>有料老人ホーム等に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。</p> <p>費用のめやす（1日につき）</p> <table border="1" data-bbox="842 365 1434 555"> <tr> <td>要介護1</td> <td>5,420円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>6,090円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>6,790円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>7,440円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>8,130円</td> </tr> </table> <p>※別途加算が必要な場合があります。 実費が必要な場合があります。</p>	要介護1	5,420円	要介護2	6,090円	要介護3	6,790円	要介護4	7,440円	要介護5	8,130円
要支援1	1,830円														
要支援2	3,130円														
要介護1	5,420円														
要介護2	6,090円														
要介護3	6,790円														
要介護4	7,440円														
要介護5	8,130円														
<b>介護予防サービス(要支援1・2)</b>	<b>介護サービス(要介護1～5)</b>														
<b>介護する環境を整えるサービス</b>															
<b>介護予防福祉用具貸与</b>	<b>福祉用具の貸与</b>														
<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具のうち、介護予防に資するものについて貸与を行います。なお、使用期間は限定し、定期的に必要性を見直します。</p> <p>●貸与の対象となる用具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手すり（工事をとみなわないもの）</li> <li>スロープ（工事をとみなわないもの）</li> <li>歩行器、歩行補助つえ</li> <li>自動排泄処理装置(尿排泄に限る)</li> </ul>	<p>日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。</p> <p>●貸与の対象となる用具</p> <p><b>【要介護1】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手すり（工事をとみなわないもの）</li> <li>スロープ（工事をとみなわないもの）</li> <li>歩行器、歩行補助つえ</li> <li>自動排泄処理装置(尿排泄に限る)</li> </ul>														
<p>※車いすや特殊寝台等、上記以外の福祉用具については、要支援及び要介護1での利用が想定しづらいことから原則的に保険給付の対象となりません。（特に必要性が認められる場合には例外的に対象とされます。）</p>															
	<p><b>【要介護2～5】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>車いす・車いす付属品</li> <li>特殊寝台・特殊寝台付属品</li> <li>床ずれ防止用具、体位変換器</li> <li>手すり（工事をとみなわないもの）</li> <li>スロープ（工事をとみなわないもの）</li> <li>歩行器、歩行補助つえ</li> <li>認知症老人徘徊感知機器</li> <li>移動用リフト（つり具を除く）</li> </ul> <p>.....</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動排泄処理装置【要介護2～3】(尿に限る)</li> <li>自動排泄処理装置【要介護4～5】(尿・便)</li> </ul>														
<p>※以下の福祉用具では貸与と販売の選択制となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定用スロープ</li> <li>・歩行器（歩行車を除く）</li> <li>・単点杖（松葉づえを除く）</li> <li>・多点杖</li> </ul> <p>（利用の際は介護支援専門員や福祉用具専門相談員へ相談ください。）</p>															

特定介護予防福祉用具販売	特定福祉用具販売
<p>排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合、年間10万円（自己負担含む）を上限に、その購入費を支給します。</p>	
<p>●販売の対象となる用具 腰掛便座、入浴補助用具、特殊尿器、簡易浴槽、移動用リフトのつり具 ※利用者の状態により、利用が想定しづらい用具は対象とならない場合があります。</p> <p>費用のめやす 販売価格のうち利用者負担割合分の費用で、福祉用具を購入できます。差額は後日申請により、介護保険が負担します。受領委任払の制度が利用できる場合がありますので詳しくは介護支援専門員にご相談ください。</p> <p>※指定された事業者から購入した場合のみ福祉用具購入費が支給されます。</p>	
介護予防サービス(要支援1・2)	介護サービス(要介護1～5)
<h3>住宅改修費の支給</h3>	
<p>介護が必要な方がご自宅で生活をするうえで不便な室内の段差を解消したり、手すりを取り付けたりした場合、介護保険の給付の対象となることがあります。事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）又は、健康福祉課へご相談下さい。</p>	
<p>要介護状態区分にかかわらず、20万円（自己負担含む）を上限額とします。【原則1回】</p>	
<p>●対象となる住宅改修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廊下や階段、浴室への手すり設置 ・引き戸への扉の取りかえなどの小規模な改修</li> <li>・滑り防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 (畳等一般的に固定して利用しない材料を使用した場合、認められないことがあります。)</li> <li>・和式便器から洋式便器への便器の取りかえ ・段差解消のためのスロープ設置</li> </ul> <p>●費用は一旦全額払い 改修費用のうち利用者負担割合分の費用で、住宅改修ができます。差額は申請により介護保険が負担します。 ※初めから利用者負担割合分の負担で済む場合があります。(施工業者に相談ください。)</p> <p>●事前に申請が必要 改修前に町健康福祉課に申請が必要になります。介護支援専門員（ケアマネジャー）によく相談して、施工箇所や施工業者を決め申請してください。</p> <p>●事前審査必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前申請書 ・介護支援専門員等の意見書 ・改修前の写真（日付入り）</li> <li>・工事内訳書 ・図面 ・確約書（必要に応じて）</li> </ul> <p>●改修後必要書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書 ・領収書 ・工事内訳書 ・改修前、改修後の写真（日付入り）</li> <li>・介護支援専門員等の意見書</li> </ul>	
<h3>地域密着型サービス</h3>	
<p>いつまでも住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた介護保険によるサービスが利用できます。</p>	
<p>●原則として他市町村（下市町以外）に設置されているサービスは利用できません。</p>	
<p>●本町で利用できるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 対象者 要支援2以上の方で認知症の症状がある方 利用を希望される場合必ず事前に町（健康福祉課）に相談をお願いいたします。</li> <li>・地域密着型通所介護</li> </ul>	

施設サービス		
要介護1以上(特別養護老人ホームは要介護3以上)の方が利用できます。		
施設サービスは、介護が中心か、治療が中心かなどによって、入所する施設を3種類から選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。		
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護医療院
<p>●生活全般の介護が必要な人</p> <p>日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活の介護や健康管理が受けられます。</p>	<p>●在宅復帰をめざしリハビリを受けたい人</p> <p>病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。</p>	<p>●病院での長期的な療養が必要な人</p> <p>急性期の治療が終わり、長期の療養を必要とする高齢者のための医療機関の病床です。医療、看護、介護などが受けられます。</p>

## 利用者負担の支払い

介護サービス計画にもとづいてサービスを利用した場合、みなさんがサービス事業者を支払うのは原則として実際の費用(介護報酬)の「1割」～「3割」です。残りは介護保険から給付されます。

### ●介護保険負担割合証を確認しましょう！

要支援・要介護と認定された人に、負担割合が記載された「介護保険負担割合証」が毎年発行されます。

あなたの負担割合については、「介護保険負担割合証」に記載されている割合があなたの利用者負担割合になります。

<p><b>3割</b></p> <p>平成30年8月～</p>	<p>①②を両方満たす場合</p> <p>①本人の合計所得金額が220万円以上</p> <p>②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が 【単身世帯】340万円以上 【2人以上世帯】463万円以上</p>
<p><b>2割</b></p>	<p>3割に該当しない人で①②を両方満たす場合</p> <p>①本人の合計所得金額が160万円以上</p> <p>②同じ世帯の65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が 【単身世帯】280万円以上 【2人以上世帯】346万円以上</p>
<p><b>1割</b></p>	<p>上記以外の人</p>

### ※合計所得金額

収入から、公的年金控除・給与所得控除・必要経費を控除した後で、基礎控除・人的控除などの控除をする前の所得金額のこと。

## ●介護保険で利用できる額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて上限（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担は1割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分の全額が利用者の負担となります。

## ■在宅サービスの費用のめやす■

在宅サービスのうち、訪問通所サービスと短期入所サービスを利用する際には、要介護状態区分別に、介護保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。利用者負担は、原則としてサービスにかかった費用の1割～3割です。

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額（1か月あたり）	住宅改修（原則1回限り）	福祉用具購入（年）
要支援1	50,320円	20万円	10万円
要支援2	105,310円		
要介護1	167,650円		
要介護2	197,050円		
要介護3	270,480円		
要介護4	309,380円		
要介護5	362,170円		

\*施設入所サービスは上記限度額に含まれません。

\*短期入所サービスの連続した利用は30日まで

①介護予防サービス、②地域密着型介護予防サービス、③在宅サービス、④地域密着型サービスを利用した場合		(要支援1・2、要介護1～5共通)		
訪問介護・訪問入浴・訪問看護 訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導など	サービス費用の1割～3割			
通所介護 通所リハビリテーションなど	サービス費用の1割～3割	食費		日常生活費
短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護	サービス費用の1割～3割	食費	部屋代	日常生活費（理美容代等）
認知症対応型共同生活介護など	サービス費用の1割～3割	食費	部屋代	日常生活費

※「サービス費用の1割～3割」の中には、各種加算も含まれます。

## ■施設サービスの費用のめやす■

施設サービス及びショートステイを利用している方の食費や居住費は、施設との契約により決まります。このため施設により金額が違います。

### 施設サービスを利用した場合（要介護1～5）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設・介護療養型医療施設	サービス費用の1割～3割	食費	部屋代	日常生活費（理美容代等）
---	--------------	----	-----	--------------

※ 「サービス費用」の中には、各種加算も含まれます。

※ 食費とは、食材料費＋調理にかかる費用

※ 部屋代は、【個室の場合】施設の室料＋光熱水費に相当する費用  
【多床室の場合】光熱水費に相当する費用のみ

※ ショートステイと施設サービスにはおむつ代の負担はありません。



## 介護保険利用料の負担の軽減

介護保険でサービスを利用した時、低所得の方に対し次のような軽減措置があります。

### 高額介護サービス費

介護保険での利用者負担額（月額）が一定の上限額を超えた場合、超えた分が払い戻されます。低所得の方に対しては、上限が低く設定されています。（1ヶ月あたり）

利用者負担段階区分	負担の上限額
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）以上	140,100 円（世帯）
課税所得 690 万円（年収約 1,160 万円）未満 課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上	93,000 円（世帯）
課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満 住民税課税 ～	44,400 円（世帯）
<b>住民税非課税世帯</b> （世帯の全員が住民税を課税されていない方）	24,600 円（世帯）
前年の公的年金収入額とその他の合計所得金額の 合計が 80 万 9 千円以下の方等	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
<b>生活保護受給者</b>	15,000 円（世帯）

注 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計を指し  
「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

### 高額医療・高額介護合算制度

各医療保険（国民健康保険、健康保険組合などの社会保険、後期高齢者医療）と介護保険の自己負担の 1 年間（8 月 1 日から翌年 7 月 31 日）の合計額が一定額を超えた場合に、申請により超えた額が支給されます。

#### ◇高額医療・高額介護合算制度の自己負担額＜年額/8月～翌年7月＞

所得 （基礎控除後の総所得金額等）	国民健康保険 （70歳未満）	所得区分	国民健康保険 （70～74歳）・ 後期高齢者医療
901万円超	212万円	課税所得 690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円	課税所得 380万円以上	141万円
210万円超 600万円以下	67万円	課税所得 145万円以上	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円
住民税 非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円

※ 低所得者 1 区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

注 本表は、国民健康保険加入者の例です。7 月 31 日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。医療保険が違う場合など適用できない場合もありますので詳しくは、加入されている医療保険にお問い合わせください。

## 居住費・食費の負担限度額

(施設・ショートステイ入所者の居住費、食費の利用者負担)の軽減【事前申請が必要です】

施設・ショートステイを利用した場合の居住費、食費の利用者負担が、低所得の方は低く設定されています。(1日あたり)

単位：円

対象者	預貯金等の資産要件	利用者負担区分	居住費					食費	
			多床室 (相部屋)	従来型個室		ユニット 型個室の 多床室	ユニット 型個室	施設入所	短期入所 (ショートステイ)
				特別養護老 人ホーム等	老健 療養等				
生活保護の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	第1段階	0	380	550	550	880	300	300
住民税 非課税世帯	老齢福祉 年金受給者	第1段階	0	380	550	550	880	300	300
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円以下の方	第2段階	430	480	550	550	880	390	600
	年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円超120万円以下の方	第3段階①	430	880	1,370	1,370	1,370	650	1,000
	年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	第3段階②	430	880	1,370	1,370	1,370	1,360	1,300
上記以外の方		第4段階	各利用施設との契約により設定されます。 ご利用の施設にお問い合わせください。						

※年金収入額には課税年金の他に非課税年金（遺族年金・障害年金など）を含みます。

### 【負担限度額の対象となる方】

負担限度額認定の対象となる方は、次の要件をすべて満たす方です。

- ① 本人及び、本人が属する世帯の世帯員及び配偶者（※）の住民税が非課税であること。
- ② 預貯金・有価証券等の資産要件に該当すること。  
(※) 配偶者が住民基本台帳上、別世帯の場合や内縁関係の者も含みます。

### ●適正な申告について

負担限度額認定書の申請では指定の申請用紙と同意書に加え原則として申請から2か月前までの通帳の写しが必要となります。また、偽り、その他の不正行為により受給した場合、給付した額の返還に加えて最大給付額の2倍の加算金が課せられることとなります。

## 利用者負担軽減事業

### 社会福祉法人等による利用者負担の減免事業

社会福祉法人等（市町村含む）が提供する介護保険サービスを利用する場合、社会福祉法人等が利用者負担の一部を減免するものです。

軽減対象者は、介護保険制度の食費・居住費の補足給付受給者であって下市町が行う介護保険の要介護認定者等で次の要件の全てを満たす者のうち、特に生計困難と町長が認めた方です。ただし、生活保護受給者及び旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者についてはユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とします。

- ① 年間収入の合計が80万9千円以下の者（その全額につき支給が停止されている者を除く）で、世帯員が1人増える毎に40万円を加算した額以下であること
- ② 預貯金等の額が単身世帯で概ね80万9千円、世帯員が1人増えるごとに40万円を加算した額以下であること
- ③ 世帯がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと
- ④ 負担の能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

ただし、ユニット型個室及びユニット型個室的多床室に入所している者にあつては、①及び②の80万9千円が150万円、40万円が50万円になります。

サービス区分		対象区分	軽減率	備考	
特別養護老人ホーム	所得段階	生活保護	居住費(ユニット型個室に限る)	100%	
		旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者	居住費(ユニット型個室に限る)	25%	
		2段階	居住費、食費	25%	高齢福祉年金受給者については、軽減率を1/2とする。
		上記以外	利用者負担額、居住費、食費		
訪問介護	利用者負担額				
デイサービス	利用者負担額及び食費				
ショートステイ		利用者負担額、居住費及び食費			

※ 町内では、下市町社会福祉協議会（訪問介護）、特別養護老人ホーム北野しもいち彩の里、ショートステイ彩の里（短期入所生活介護）、デイサービス彩の里（通所介護）、訪問介護センターユートピアセグラが対象事業所となります。

# 介護保険に係る税申告時の所得控除

所得税の確定申告、町県民税の申告の際、介護保険に係る次の費用が所得控除の対象となります。

## 1 社会保険料控除

介護保険料は、健康保険料と同様に社会保険料控除の対象になります。ただし、年金から介護保険料を差し引かれている場合は、年金受給者本人の所得控除となるため、その親族が社会保険料控除として申告することはできません。

なお、年金から差し引かれた介護保険料の金額は、公的年金の源泉徴収票に記載されています。

## 2 医療費控除

介護保険サービス利用について、利用者や利用者と生計を一にする配偶者その他の親族が支払った費用が、療養に必要な費用として医療費控除の対象となる場合があります。

※ 医療費控除の対象となるのは、1年間（1月から12月）に支払った医療費の合計額が10万円（所得の合計額が200万円までの方は所得の合計額の5%）を超える分です。

※ 医療費控除の申告には所定の事項が記載されている領収書の添付が必要となります。

また、高額介護サービス費や助成金など、保険からの払い戻しや利用料の補てんがある場合は、支払った金額から補てんされる額を差し引いた自己負担となる額を申告することになります。

## 3 障害者控除

納税義務者本人または控除対象配偶者・扶養親族が障害者の場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級により、一定の金額が所得金額から控除されます。

身体障害者手帳を持っていない65歳以上の方が、6ヶ月以上常時寝たきりの状態が続き、食事や排便などの日常生活に支障があり、身体障害者と同様と認められる場合には、町が発行する証明書により障害者控除が受けられます。

## 4 おむつ代

おむつ代の医療費控除を受けるには、1年目は医師による「おむつ使用証明書」の添付が必要になります。

2年目以降は、要介護認定者で、当該年に作成された主治医意見書の内容からおむつ使用の必要性が認められれば、町が発行する確認書の添付で医療費控除を受けることができます。

※ 詳しくは、吉野税務署(0746-32-3385)にご相談ください。

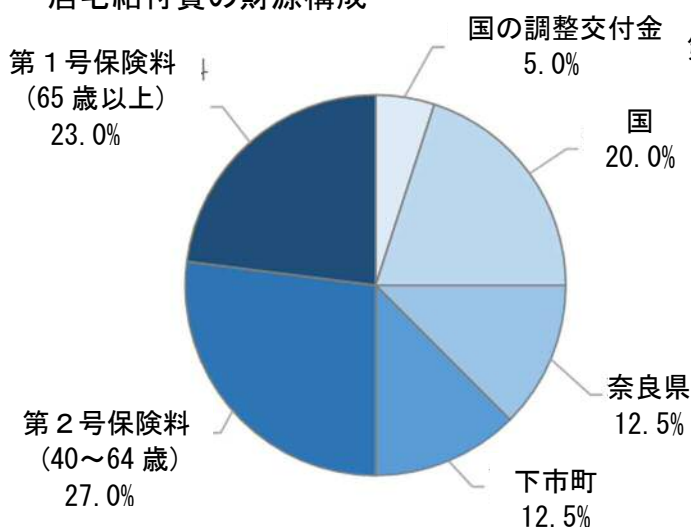
# 介護保険料

- 介護はだれもが直面する問題です。介護を社会全体で支えるために、原則として加入する方みんなが保険料を納めます。

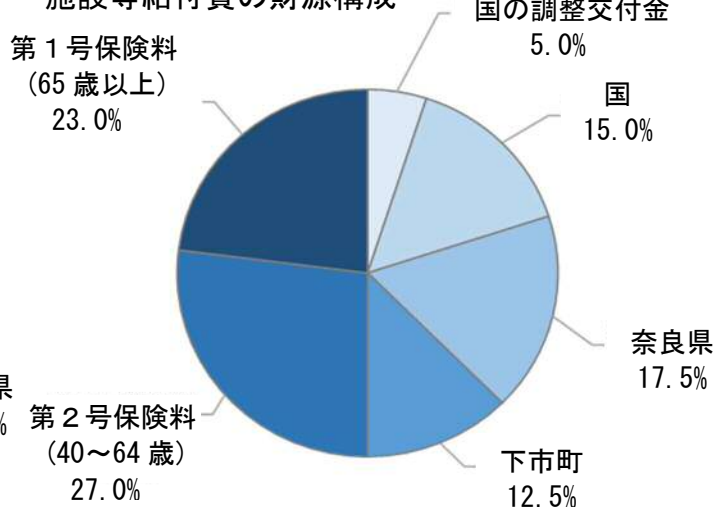
## 介護保険の財政

介護保険の費用は、利用者の負担を除いた分を、半分税金で負担し、残り半分を保険料で負担します。  
 高齢者の方には、住んでいる市町村の介護サービスに必要な費用の23%を所得に応じて保険料として分担していただくこととなります。

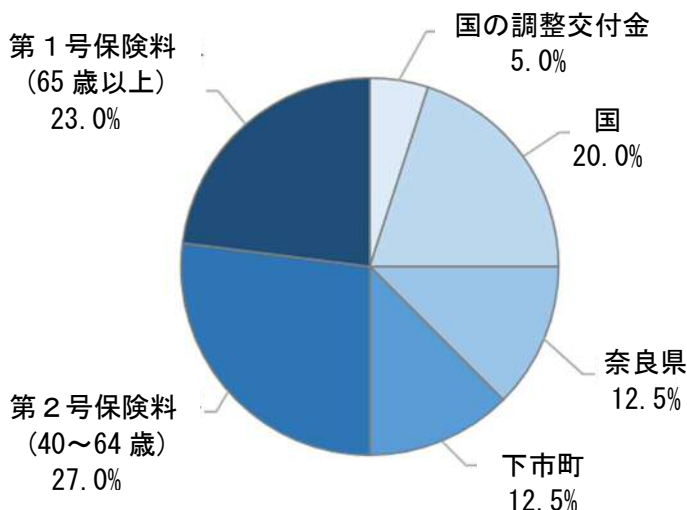
居宅給付費の財源構成



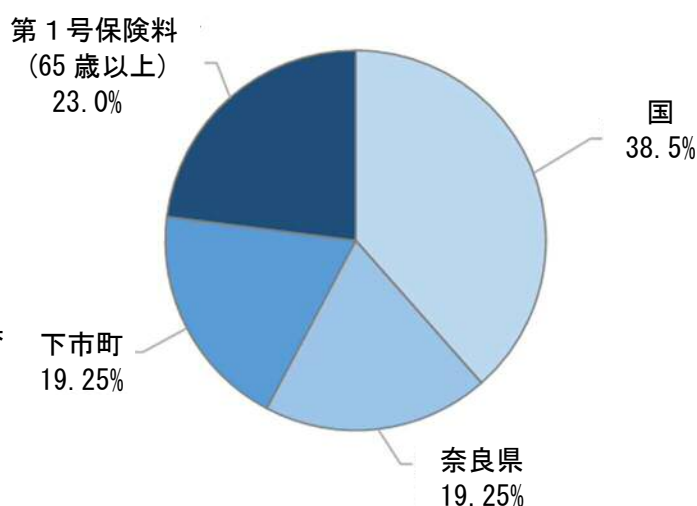
施設等給付費の財源構成



介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成



包括的支援事業・任意事業の財源構成



### 調整交付金（平均 5.0%）

国は25%の負担分のうち5%を使って、75歳以上の方や所得が低い高齢者が多い市町村で、65歳以上の方の保険料が高くなりすぎないように支援します。

## 65歳以上の方と、40歳から64歳までの方とは異なります

### ○ 65歳以上の方(第1号被保険者)の場合

#### ★ 保険料の納め方【年金の額によって変わります】

老齢・退職・障害・遺族年金の年額が18万円以上  
(月額1万5千円以上)の方 《特別徴収》

年金支給時(年6回)に天引きされます

- 年金の支給時(年6回)に、あらかじめ差し引かれます。
- 4月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます。(仮徴収)
- 10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料額から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます。(本徴収)

年金は、18万円以上でもこんなときは  
下記《普通徴収》となります

- ・年度の途中で65歳になったとき
- ・年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ・年度の途中で他の市区町村へ転出したとき
- ・年度の途中で保険料額が変更となったとき

など

老齢・退職・障害・遺族年金の年額が18万円未満  
(月額1万5千円未満)の方 《普通徴収》

下市町から送付する納付書の納期限に従って個別に納めます

納め忘れ  
が心配な  
方へ

保険料の納付には

口座振替

がおすすめです

- 保険料納付書
- 預(貯)金通帳
- 印鑑(通帳の届出印)

これらを持って  
町内金融機関で手続き

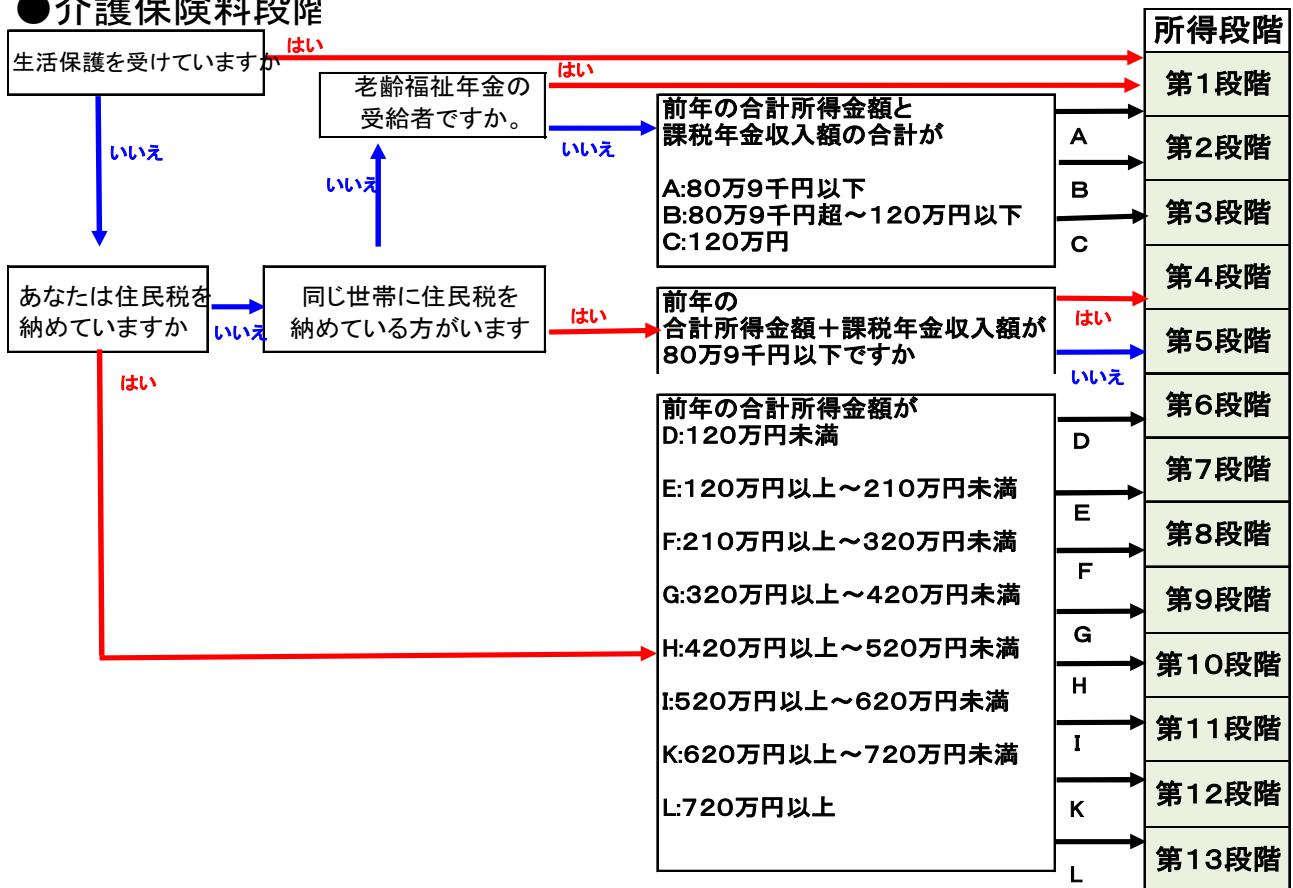
保険料は、納め方にかかわらず、65歳の誕生日の前日の属する月から納めます

## ★ 保険料

65歳以上の方の保険料は、住んでいる市町村のサービス水準によって異なります。また、本人と世帯の課税状況や所得に応じて次の9段階に分けられます。

あなたの保険料を確認してみましょう。

### ● 介護保険料段階



### ● 段階別介護保険料(年額)

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	●生活保護の受給者、老齢福祉年金の受給者	基準額 × 0.285	19,490円
第2段階	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下	基準額 × 0.485	33,170円
第3段階	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円超120万円以下	基準額 × 0.685	46,850円
第4段階	●前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超	基準額 × 0.9	61,560円
第5段階	●本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円以下	基準額 × 1.0	68,400円
第6段階	●本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万9千円超	基準額 × 1.2	82,080円
第7段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.3	88,920円
第8段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額 × 1.5	102,600円
第9段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額 × 1.7	116,280円
第10段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額 × 1.9	129,960円
第11段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額 × 2.1	143,640円
第12段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額 × 2.3	157,320円
第13段階	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額 × 2.4	164,160円
	●本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上		

## ○ 40歳から64歳までの方(第2号被保険者)の場合

- ★ 保険料の納め方 医療保険の保険料として一括して納めます。
- ★ 保険料(計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。)

### 健康保険・共済組合に加入している場合

- 保険料は給料に応じて異なります。
- 保険料の半分は事業主が負担します。
- 給与所得者の妻などの被扶養者の分は、加入している医療保険の被扶養者が皆で負担するので、新たに保険料を納める必要はありません。

### 下市町国民健康保険に加入している場合

- 保険料は所得や資産等に応じて異なります。
- 保険料と同額の国庫負担があります。
- 世帯主が、世帯員の分も負担します。

## ★ 保険料を納めないとうなるの?

期間に応じて次のような措置がとられます。納付書で納める方はご注意ください。

### ○ 1年以上滞納した場合 《償還払い化》

介護サービスを利用するときに、通常は費用の1割～3割の負担ですが、いったん全額を支払うこととなります。いったん払った費用は町に申請すると9～7割分が後日に支払われる形となります。※支払い方法の変更が介護保険証に記載されます。

### ○ 1年6ヵ月以上滞納した場合 《一時差し止め》

償還払いになった給付費(9割～7割)の一部または全部を一時的に差し止めとなる措置がとられます。なお滞納がつづく、差し止められた保険給付から滞納していた保険料額が差し引かれる場合もあります。

### ○ 2年以上滞納した場合 《負担割合の引き上げ》

保険料は、督促状が届いた日の翌日等(時効起算日)から2年を経過すると、時効により保険料が納めることができなくなります。時効により納められなくなった保険料があるとその期間に応じて、一定の期間、利用者負担が1～3割が最大4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

## ☆ 連帯納付義務者

納付方法が普通徴収の場合は、法律の定めにより、世帯主及び配偶者は、その被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負うことになっています。

- ※ 災害などの特別な事情で納付が困難な方は、保険料の減免などを受けられる場合もありますので、健康福祉課へご相談ください。
- ※ 第2号被保険者(40～64歳の医療保険加入者)に医療保険料の未納がある場合、支払方法の変更と併せて、保険給付の一部または全部について一時的に差し止めるなどの措置がとられることがあります。

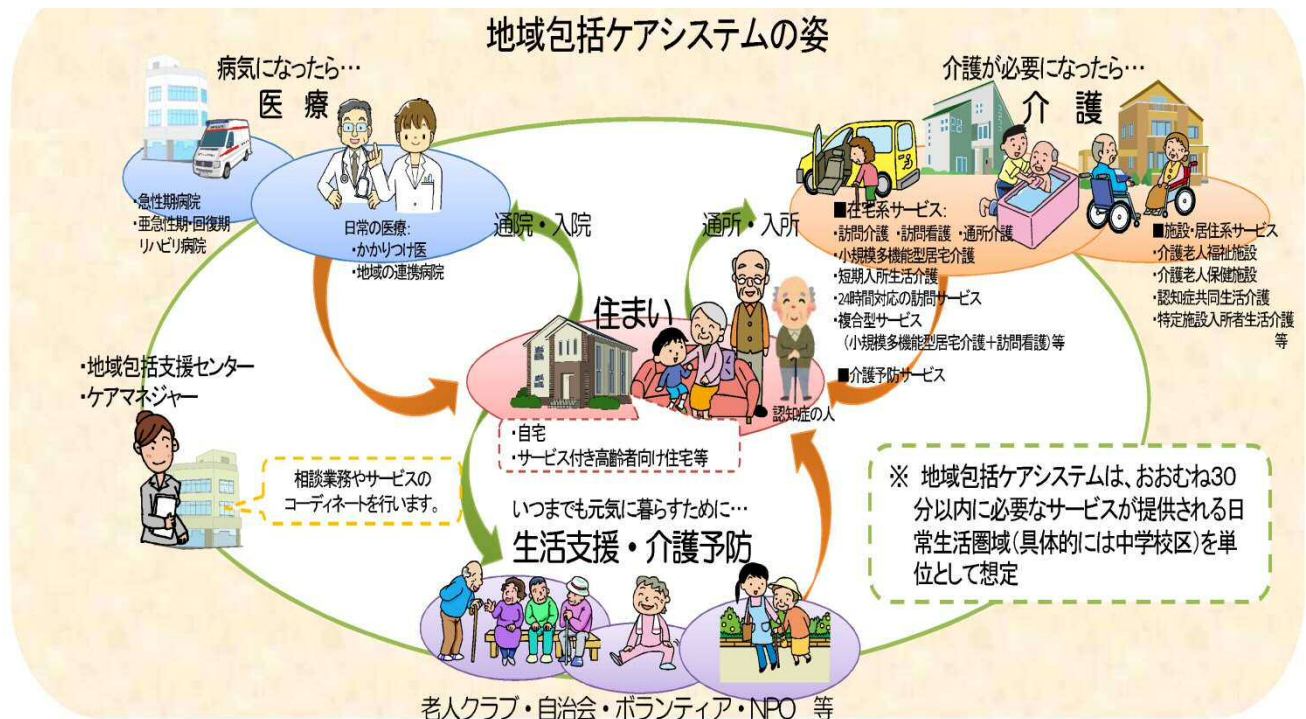
健康福祉課では、納付相談を随時実施しております。お気軽にご連絡をお願いいたします。  
日 時: 平日 午前8時30分～午後5時15分 事前に、お電話で連絡をお願いいたします。

# 地域包括支援センター（なんでも相談センター）

## ●地域包括支援センターの役割

介護・福祉・保健の専門職がチームとなって、高齢者を支援するため、介護予防を進め地域包括ケアシステムの構築を目指します。

在宅医療・介護連携に関する相談支援、認知症に関する相談支援を行います  
保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が地域包括支援センターの職員となっています。



### ① いつまでも元気に！ 介護予防を進めます。

介護予防に関する情報提供や生活機能維持の向上が必要な方の介護予防プログラム、要支援1～2の方の介護予防サービスのケアプランを作成します。

### ② さまざまな問題について 相談に応じます。

介護保険のほかに、高齢者の生活全般にわたって、幅広く相談を受け、必要なサービスや機関につなげます。

## 地域包括支援センター

・保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員

### ③ 高齢者の方の権利を守ります。

高齢者虐待の防止、成年後見制度、権利擁護のための活動を行います。

### ④ 地域のネットワークを つくります。

地域ボランティア活動の支援や、介護支援専門員のネットワークづくり各種関係機関との連携を進めます。

## ●包括的支援事業

### (1)総合相談支援・権利擁護事業

地域包括支援センター

#### ★総合相談

介護に関する相談や悩み、健康や福祉、医療や生活に関する事など、どのような相談にも対応します。

「どこに相談するのがわからない」といった悩みも、まずはご相談ください。問題に応じて適切なサービスや機関、制度の利用につなげます。

#### ★権利擁護

お金の管理や契約に関する事に不安があるとき、頼れる家族がない場合などには、成年後見制度(※)を利用できます。センターで成年後見制度の利用支援が必要と判断した場合は、申し立てなど手続きの支援をします。

また、高齢のみなさんにとって適切な成年後見人を選任できるよう、成年後見人候補を推薦する団体なども紹介します。

社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業などの権利擁護を目的とするサービスの情報なども提供します。

※ 成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において適切な判断をすることが難しくなった方を支援する制度です。

#### ★虐待防止

地域包括支援センターでは虐待の早期発見・把握に努め対応します。緊急の場合など必要に応じて、老人福祉施設等への入所など、他の機関と提携して高齢のみなさんを守ります。

そのほか、悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する問題に対応します。

### (2)包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域包括支援センター

高齢のみなさんに直接支援するほかにも、地域の介護支援専門員が円滑に仕事ができるよう支援や指導を行っています。また、より暮らしやすい地域にするため、医療機関を含め、さまざまな関係機関とのネットワーク作りに力を入れています。

## ●任意事業

### (1)介護用品支給事業(紙おむつ等)

健康福祉課

在宅の要介護高齢者の方に紙おむつ等を支給します。

① 対象者 65歳以上で常時失禁状態にある要介護1以上で本人が住民税非課税

② 内容 フラットタイプ月120枚、テープタイプ月60枚、

リハビリパンツタイプ月30枚、尿取りパッド月240枚の内1タイプ

### (2)家族介護者交流事業

委託：社会福祉協議会

① 対象者 家族介護をしておられる方

② 内容 ・介護知識と技術の習得  
・介護者のリフレッシュ及び介護に係る意見交換

### (3)介護教室

① 対象者 家族介護をしておられる方や習得した知識・技術を生かし社会に貢献したい方など

② 内容 介護知識と技術の習得や介護者等の健康づくり

#### (4) 福祉用具・住宅改修支援事業

健康福祉課

- ① 対象者 介護サービス計画を作成していない要介護認定者
- ② 内容 要介護高齢者が住み慣れた環境で自立した生活を確保するために必要となる住宅の改修に関して、助言や指導等の支援を行う者に対して助成を行います。

#### (5) 成年後見制度利用支援事業

健康福祉課

低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費並びに成年後見人等の報酬の助成を行うなどの事業を実施します。

### ●生活支援体制整備事業

地域包括支援センター

委託：社会福祉協議会

社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを配置し、高齢者生活支援の体制を築きます。

#### ○生活支援サポーター養成講座

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続するために、高齢者の手助けをするサポーターを養成します。

#### ○生活支援サービス事業

生活支援サポーターによる生活支援の仕組みを構築し、支援ニーズとサービスのコーディネートを行います。

公的なサービスでは対応できないちょっとした生活の困りごと(ゴミだし、買い物等)を生活支援サポーターが支援していく取り組みです。

### ●認知症施策推進事業

地域包括支援センター

#### ○認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置し、認知症の人やその家族に早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

チーム員は、認知症サポート医を中心に、医療と介護の専門職で編成します。認知症の方や家族の方、地域の方から気軽に相談できる窓口となります。

#### ○認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

【認知症地域支援推進員具体的な役割】

- ・認知症に関する相談支援
- ・ケアパスを作成し関係者の連携を図る
- ・病院、施設等で認知症対応力を図るための支援
- ・認知症の人の家族に対する支援「認知症カフェ」(社会福祉法人等に事業委託)
- ・認知症ケアに携わる多職種協働のための研修

#### ○見守りあんしんシール交付事業

QRコードが付いたシールを衣服等に貼り付け、発見者がスマートフォン等で読み取り、現在の居場所を保護者あてに送信。発見者と保護者で直接やり取りすることができます。(お互いの個人情報には触れることはない)

耐洗コードラベル(熱圧着タイプ) 20枚 蓄光シール 10枚  
配布は年1回 利用者負担は無料

## ●在宅医療・介護連携推進事業

地域包括支援センター

在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所などの関係者の連携を推進します。

### 地域包括ケアシステムにおける在宅医療と介護の連携

医療・訪問看護師・歯科医師などの医療スタッフがチームとなり、在宅医療を提供します。また、ケアマネジャー・ホームヘルパーなどの介護スタッフとも連携し、安心して暮らせる地域をつくります。何かお困りの際は、地域包括支援センターへご相談ください。

地域の調整役 **地域包括支援センター**

困った時はこちらへご相談を！

#### 《地域リハビリテーション活動支援》

歯科衛生士、管理栄養士、理学療法士作業療法士、言語聴覚士等の住民や介護専門職への技術的助言を実施

### 病 院

#### 《医師》

在宅医療だけでは対応できなくなり、入院治療が必要になった時など病院の医師が医療を提供

#### 《地域連携室》

病院の医療相談窓口などで、病気・けがから生じる生活上の問題の相談などを受付、関係機関・職種との調整を行い、在宅復帰などの支援を行う

病歴、健康状況など把握しており入院や緊急時、適切な病院を紹介したり、連携し適時・適切に対応できるよう支援

#### 訪問看護

看護師が自宅を訪問、医療保険の診療補助や介護保険の療養上のお世話などを実施

#### リハビリ専門職

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

心身の機能回復または維持のために、筋力低下予防のリハビリ指導や、身の回りの動作がしやすい環境整備の手伝いを実施

#### かかりつけ医

日頃から患者の体質や病歴、健康状態などを把握して、診療行為だけでなく健康づくりのアドバイスもしてくれる身近な医師

#### かかりつけ歯科医

むし歯や歯周病などの歯科治療を受診が困難な場合、相談に応じ訪問等の対応やケアの指導を実施

#### 訪問介護

家事や炊事などの身の回りの日常生活の支援を実施

#### かかりつけ薬剤師

処方された薬をお届けし服薬指導・服薬状況のチェック、保管方法の指導などを実施

#### 居宅支援事業所

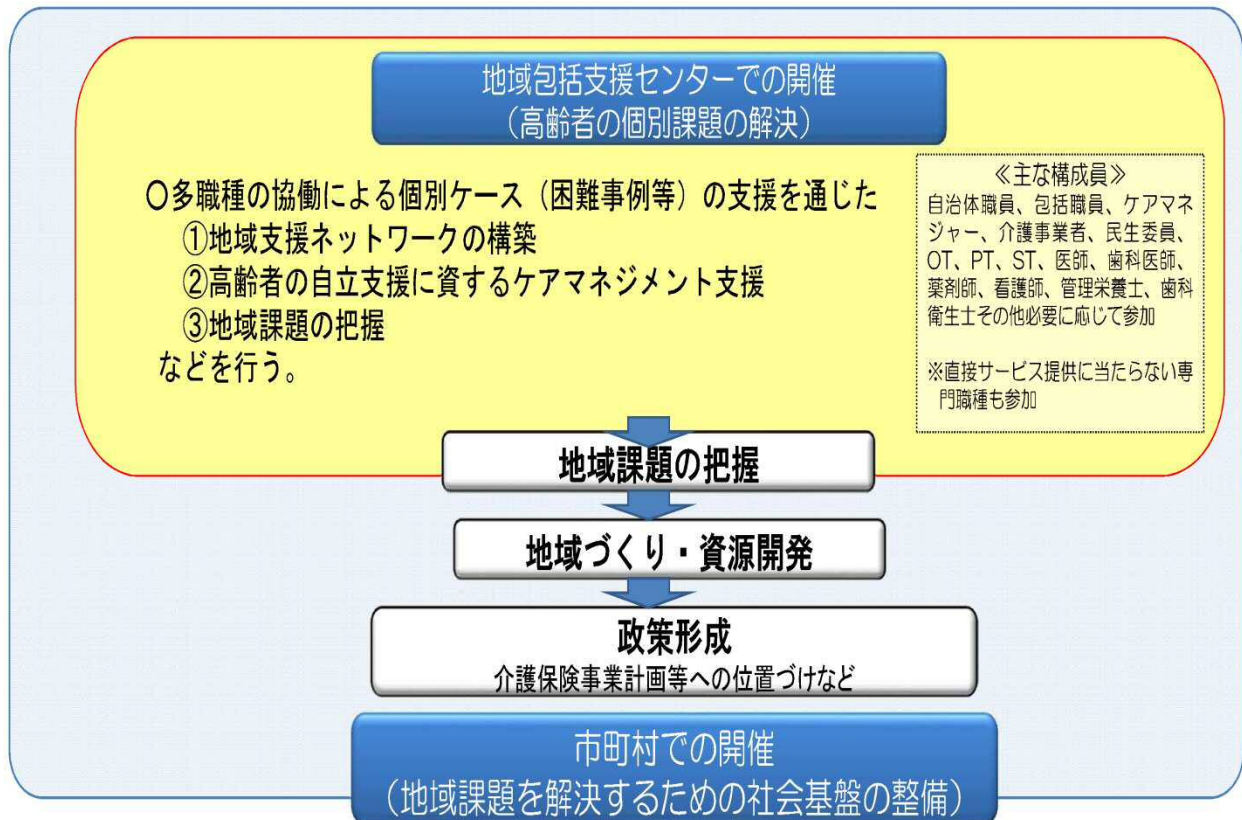
ケアマネジャー（介護支援専門員）が居る。介護が必要となった場合、要介護者や家族から相談を受け、ケアプラン作成や介護サービス事業者との調整を実施

## ●入退院調整ルール

医療と介護が連携を図ることにより、病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、介護が必要な方が安心して病院への入退院と在宅療養ができるよう、円滑な退院調整を行います。

## ●地域ケア会議推進事業

地域包括支援センター



## ●介護予防支援事業

### (1)介護予防支援事業

地域包括支援センター

- ① 対象者 要支援1、要支援2の認定を受けた方
- ② 内容 介護予防計画（介護サービス計画）の作成

# 介護予防・日常生活支援総合事業の案内

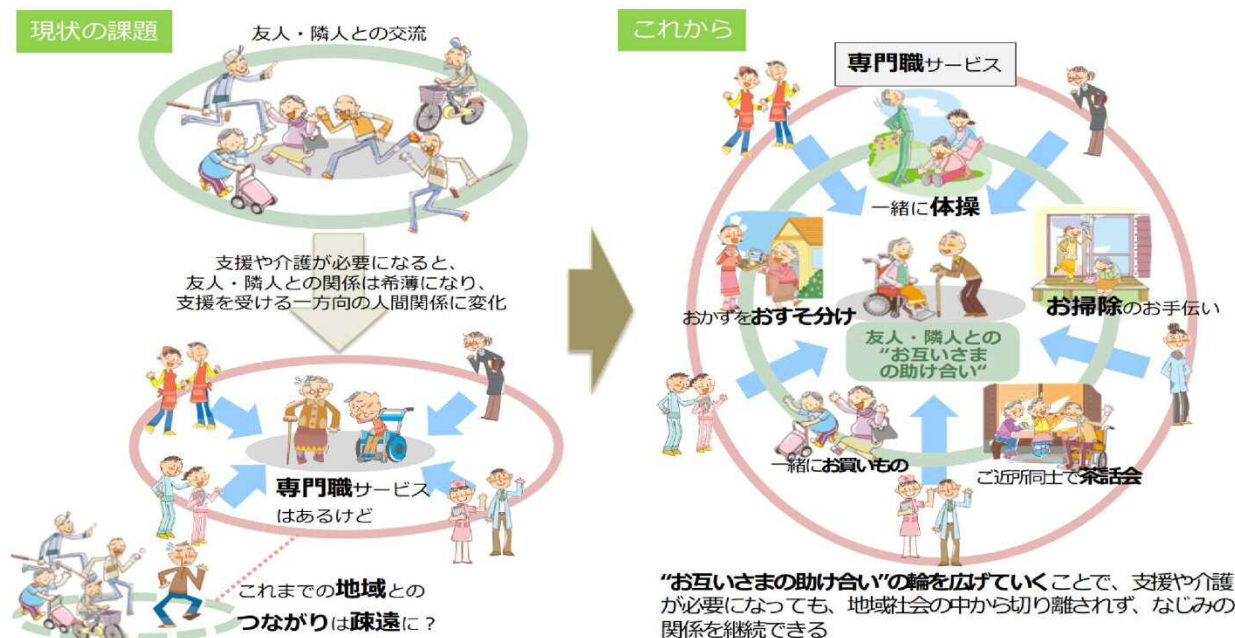
## 高齢者の生活を支えるための地域づくり

介護や生活支援を必要とする高齢者や、単身生活者や高齢者のみの世帯が増える中、生活の継続に必要な買い物や掃除の支援、高齢者が生きがいを持って参加できる活動が、これまで以上に必要になると見込まれます。

このため、従来のホームヘルプやデイサービスだけではなく、住民が実施する取組も含めた、多様な担い手による高齢者の支援体制を、地域の中に作っていくことが必要になっています。

自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家庭の中で何らかの役割を担いながら生活することが大切です。地域の誰もが参加できる、身近な場所での「体操教室」や「サロン」など、住民の自主的な介護予防活動の立ち上げや、運営について幅広く応援します。

＜ 地域生活は専門職だけで支えるわけではない＞



こうした住民の皆さんの参加による、幅広い支え合いの地域づくりを推進するため、下市町では、**介護予防・日常生活支援総合事業**を実施しています。

介護保険の要介護（要支援）認定を受けていなくても、一人ひとりの状態に合わせた柔軟なサービスを利用することができます。詳しくは、**地域包括支援センター**にお問い合わせください。

### ●介護予防・生活支援サービス

#### ●訪問型サービス・通所型サービス

これまでの介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス。  
チェックリストで総合事業対象者となった方が、ケアマネージャーに相談し**介護予防ケアマネジメント**を作成していただくことにより利用していただけます（4・5ページ参照）

#### ●介護予防ケアマネジメント事業

総合事業対象者から依頼を受け、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境等に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス及び通所型サービス、一般介護予防サービスも含め要支援者等の状態等にあった適切なサービスが提供されるよう必要な援助を行います。

## ●一般介護予防事業

### ★介護予防普及啓発事業

#### (1)介護予防講師派遣事業

- ① 対象 高齢者が集う集会等
- ② 内容 講師を派遣し、介護予防の普及啓発を呼びかけます。

#### (2)認知症・介護予防教室

- ① 対象者 65歳以上の方
- ② 内容 運動を中心に認知機能向上プログラムをとりいれて通所事業を行うことにより介護予防の普及啓発を図ります。

#### (3)いきいき百歳体操

いつまでも元気で住み慣れた地域で生活できるよう、住民主体で行っていただく効果的な体操「いきいき百歳体操」を推奨し「通いの場」を育みます。

16地区で実施しています。(R6.4現在)

### ★地域介護予防活動支援事業

#### (1)介護予防地域活動支援事業

- ① 対象 通所による各種サービス活動を提供する地域の住民団体等
- ② 内容 地域において家に閉じこもりがちな高齢者等の生きがいの高揚と社会参加を促進するとともに、社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態への予防を図るため、通所による各種サービス活動を提供する住民団体に対し経費の一部を助成することにより組織の育成・支援を図ります。

#### (2)地域活動講師派遣事業

- ① 対象 高齢者生き生きサロン、老人会等地域活動事業
- ② 内容 講師を派遣することにより地域活動組織を育成・支援します。

#### (3)友愛チーム訪問（秋津ボランティアグループに委託）

ひとり暮らしの高齢者の方をチームにより月2回以上訪問することにより精神的孤独感の解消と相互の友愛を深めるとともに、地域奉仕活動の高揚を図ることを目的としています。

- ・ 対象者 概ね65歳以上ひとり暮らしの方

#### (4)ご近所ふれあいネットワーク構築助成事業

近所ふれあいネットワーク活動を実施又は組織した自治会に事業に要する経費の一部を助成します。

### ★地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民通いの場へのリハビリテーション専門職等の関与により自立支援を促進します。

## 介護サービスの利用で困ったら、早めに相談を

サービスに不満や苦情があったら、迷わずに下記までご相談ください

### サービス提供事業者

事業者は、利用者の不満や苦情に対して対応する義務があります。

### 介護支援専門員(ケアマネジャー)

利用者の不満や苦情などの相談に応じ事業者との調整を行います。

### 健康福祉課(介護保険担当課)

事業者や介護支援専門員(ケアマネジャー)に相談しても改善しない場合などについても、相談を受け付けています。

### 下市町地域包括支援センター

在宅医療・介護連携に関する相談支援、認知症に関する相談支援  
その他、高齢者の様々な内容の相談について、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士といった専門職が対応いたします。

月曜日から金曜日まで(祝日除く) 8時30分から 17時15分まで  
電話 0747-52-0001(代) 68-9064(直)

### 奈良県国民健康保険団体連合会

健康福祉課(介護保険担当課)で解決できない場合などの相談や苦情の申し立てをすることが出来ます。

月曜日から金曜日まで(祝日除く) 9時から 17時まで 電話 0120-21-6899

# 高齢者福祉の案内

この「高齢者福祉の案内」は、健康福祉課が中心に取り扱っている各種福祉事業の概略を紹介したものです。詳しくは窓口でお尋ねください。

## ★在宅福祉サービス

### 1. 訪問生活支援事業

健康福祉課

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するほか緊急時に訪問介護員を派遣します。

- ① 対象者 町内に住所を有する概ね65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者等で、日常生活上の援助を必要とするが介助等ができる親族がない方
- ② 内容 週2時間を限度とする
  - 生活援助 食事・食材の確保、寝具類等大物の洗濯・日干し、クリーニングの洗濯物搬出入、家屋内の整理・整頓、多少な目の不自由な方に対する代筆等のサービス、急性期の医療が必要なため入院中の者の院内における衣服の洗濯。ただし、他の制度等（病院等において衣類のレンタル又は洗濯等を含む）によりサービス提供を受けられない場合に限る。
  - 身体介助 老人保健施設等に入所中の者で通院等が必要な者の通院介助等
  - 1回当たりの利用料 「要介護」と認められたものが利用する訪問介護サービス相当額の1/10相当額を負担額とする。ただし生活保護世帯に属するものは上記負担額の1/2の相当額とする。

### 2. 寝具乾燥(洗濯)サービス事業

健康福祉課

在宅のねたきり・虚弱の高齢者に対し寝具の乾燥(洗濯)サービスを提供します。

- ① 対象者 概ね65歳以上のねたきりあるいは、身体が虚弱であるため寝具の乾燥等が困難な方で町民税非課税世帯に属する方
- ② 内容 年2回、委託業者が回収し寝具(掛布回・敷布団)を乾燥(洗濯)しお届けします。
- ③ 利用料 無料

### 3. 訪問理美容サービス

健康福祉課

ねたきりあるいは傷病等の理由により、理容院や美容院に出向くことが困難である方に対して、居宅に訪問して理美容のサービスを行うものです。

- ① 対象者 町内に住所を有する概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯の方
- ② 利用料負担 理髪・美容代金

### 4. 日常生活用具の助成(介護保険対象外分)

健康福祉課

- ① 対象者 (1)町内に居住する、65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方で、用具を必要とする方  
(2)住民税の非課税世帯に属する方で負担の能力のある親族等に扶養されていない方。
- ② 内容 火災報知器・電磁調理器(各器具1台を助成限度額の範囲で助成します)

## 5. 緊急通報装置設置事業

健康福祉課

ひとり暮らしの高齢者等の方に緊急通報装置を貸与することにより急病や災害等の緊急時の連絡に迅速かつ適切な対応を図るためのものです。

- ・ 対象者 概ね65歳以上のひとり暮らし等の方

## 6. 高齢者外出支援事業

健康福祉課

高齢者の方に対してタクシー利用券を交付することで、公共機関や病院等への交通手段としてタクシーを利用することにより、外出を促し日常生活の利便の向上を図ります。

- ① 対象者 75歳以上の方  
65歳以上の高齢者のみで構成する住民税所得割非課税世帯の方  
(ただし、下市町障害者外出支援事業に該当する方は除きます。)
- ② 内 容 タクシー乗車料金の利用券を交付  
利用範囲は原則町内

## 7. 介護用品の貸出

社会福祉協議会

在宅で車いす等を一時的に必要とする場合に貸し出いたします。

- ① 対象者 町内在住の方で一時的に介護のため車いす等を必要とされる方。(ただし、介護保険給付対象者を除く。)
- ② 内 容 車いす等は、社会福祉協議会に電話で連絡の上取りに来てください。
- ③ 利 用 料 無料
- ④ 貸 出 期 間 概ね3か月間 数に限りがありますので下記にお問い合わせください。
- ⑤ 問 い 合 わ せ 下市町社会福祉協議会 Tel52-6125

## 8. ヘルスパス(障害者専用温泉)

下市温泉秋津荘

身体が不自由で通常の入浴が困難な方に、ゆったり温泉を利用していただくため、スロープがあり車いすのまま浴槽に入ることができる障害者専用のお風呂です。

- ① 対象者 身体上の不自由のため通常の入浴が困難な方で、介護者が同伴できる方
- ② 利用時間 AM11:00~PM3:00 要予約1組1時間程度
- ③ 運 営 日 日曜日、祝日及び定休日を除く平日
- ④ 費用負担 町内の身体障害者手帳を所持している方  
【本人】 60歳未満 300円 60歳~69歳 200円  
70歳以上 100円  
【介護者】 無料  
障害者手帳をお持ちでない方及び町外の方は通常料金となります。
- ⑤ 定 休 日 毎週月曜日(祝日の場合は営業。翌火曜日が休日)、年末年始
- ⑥ 問 い 合 わ せ 下市温泉 ごんたの湯 Tel52-2619

## 9. 生活管理指導短期宿泊

健康福祉課

高齢者施設等に一時的に宿泊し、生活習慣などの指導を行うとともに体調の調整を図ることを目的としています。

- ① 対象者 概ね65歳以上の要援護高齢者又はひとり暮らしの高齢者で日常生活上の援助を必要とする者
- ② 利用料金 サービス費用のみやす（1日につき）380円＋食事代

## 10. 下市町要援護者登録事業

健康福祉課

緊急時等に地域の援護を必要とする方が氏名、住所等の情報を町に登録し、(町が当該情報をあらかじめ地域の消防署(消防団分団を含む。)警察署駐在所、民生委員及び自治会に提供し緊急連絡先等を登録した方に救急医療情報キットを配布することにより、緊急時等に備えた地域の協力体制づくりを推進することを目的としています。

- ・ 対象者 下市町に居住し、緊急時等発生時に何らかの支援が必要と思われる者(入院又は入所している者を除く。)

# ★施設福祉サービス

## 1. 養護老人ホーム

健康福祉課

60歳以上で、環境及び健康上の理由により家庭で養護が受けられない高齢者のための施設です。

- ① 対象者
  - ・ 入院加療を要する病態でない方
  - ・ 身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、その世話をするものがないか、いても適切な世話が受けられない高齢者
  - ・ 現在同居している者との同居の継続が、高齢者の心身を著しく害する場合
  - ・ 住居がないか、あっても環境が非常に悪く、高齢者の心身を著しく害する場合
- ② 費用負担 入所者本人には、前年中の対象収入の額に応じて、扶養義務者には、前年分の所得税の税額に応じて費用を負担していただきます。

## 2. ケアハウス

各施設直接

高齢者のケアに配慮し、車いすやホームヘルパー等を活用して、自立した生活を確保できるように工夫された新しいタイプの軽費老人ホームです。

- ① 対象者
  - ・ 身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安があり、かつ家庭による援助が困難な60歳以上の方
- ② 付近の施設
  - ・ 五條市大沢町5-25番地「ケアハウスまきの苑」TEL0747-22-5511
- ② その他 費用負担等は、各施設により異なりますので確認してください。

## 3. 経過的軽費老人ホーム(A型)

各施設直接

- ① 対象者
  - ・ 身寄りがないか、家庭事情で家族と同居できない60歳以上の方で、自立した生活を送れる方
- ② 付近の施設
  - ・ 五條市野原東6-2-53 軽費老人ホーム祥水園 TEL0747-23-0617
  - ・ 高市郡明日香村越88 明日香楽園 TEL0744-54-4187

## ★その他サービス

### 1. 介護タクシー

各事業者直接

車いすやストレッチャーなどを搭載できる車両により乗車又は降車の介助を行い、病院等への移送を行うタクシーです。

- ① 対象者 お一人で移動が困難な方や要介護認定を受けている方。
- ② 町内事業者

○お一人で移動が困難な方が利用可能

介護タクシー松浦	下市町立石	52-6430
下市訪問介護センターせんごく	下市町伊呂	52-2555

○介護保険受給者のみ利用可能（利用は介護支援専門員にご相談ください）

訪問介護事業所ぼたん	下市町新住	52-9966
下市訪問介護センターせんごく	下市町伊呂	52-2555
訪問介護ユートピア セグラ	下市町阿知賀	54-2151

## ★各種相談サービス

### 【高齢者の方の総合相談】

在宅医療・介護連携に関する相談支援、認知症に関する相談支援  
その他困ったこと、権利擁護(成年後見制度等)、虐待、消費者被害など

Tel68-9065 (直通)

地域包括支援センター (役場内)

### 【介護保険】 健康福祉課 (役場内)

Tel68-9064 (直通)

月曜～金曜 午前8:30～午後5:15

### 【国民健康保険・後期高齢者医療・福祉医療】

住民保険課 (役場内)

Tel68-9063 (直通)

月曜～金曜 午前8:30～午後5:15

### 【国民年金の相談】 住民保険課 (役場内)

Tel68-9063 (直通)

月曜～金曜 午前8:30～午後5:15

### 【健康相談】 健康福祉課 (役場内)

Tel68-9065 (直通)

月曜～金曜 午前8:30～午後5:15

### 【心配ごと相談】 社会福祉協議会 (交流センター内)

Tel52-6125 第1・3木曜 午後1:00～午後3:00 要事前連絡

## ★町内の居宅介護サービス事業者

区分	事業者名	郵便番号	所在地	電話番号
居宅介護支援	居宅介護支援事業所ふくにし	638-0045	大字新住155-1(新住)	52-9966
	下市町社会福祉協議会	638-0003	大字善城140-1	54-2107
	居宅介護支援センターユートピア セグラ	638-0001	大字阿知賀135(桧皮蔵)	54-2151
	ケアプランセンター彩の里	638-0001	大字阿知賀1122-1(西中村)	52-0240
介護予防支援	下市町地域包括支援センター	638-8510	大字下市1960(役場内)	52-0001
訪問介護	訪問介護事業所ぼたん	638-0045	大字新住155-1(新住)	52-9966
	下市町社会福祉協議会	638-0003	大字善城140-1	54-2107
	下市訪問介護センターせんごく	638-0011	大字仔邑19-3(岩森)	52-2555
	訪問介護センターユートピア セグラ	638-0001	大字阿知賀135(桧皮蔵)	54-2151
訪問看護	訪問看護ステーション まつば	638-0045	大字新住155-1(新住)	52-9966
通所介護	デイサービス彩の里	638-0001	大字阿知賀1122-1(西中村)	52-0240
短期入所	医療法人泰山会福西クリニック	638-0045	大字新住155-1(新住)	52-0550
	介護老人保健施設そよ風荘	638-0001	大字阿知賀621-1(峯山)	52-2781
	ショートステイ彩の里	638-0001	大字阿知賀1122-1(西中村)	52-0240
福祉用具貸与	ハート・ケア・ひろはし	638-0045	大字新住51-1(幸町)	0120-39-1684
	訪問介護センターユートピア セグラ	638-0001	大字阿知賀135(桧皮蔵)	54-2151
福祉用具販売	ハート・ケア・ひろはし	638-0045	大字新住51-1(幸町)	0120-39-1684
	訪問介護センターユートピア セグラ	638-0001	大字阿知賀135(桧皮蔵)	54-2151

※ 居宅療養管理指導につきましては、かかりつけの医療機関（医科・歯科）及び薬局にお問い合わせください。

※ 居宅介護支援とは、介護サービス計画（ケアプラン）を作成する事業です。

※ 介護予防支援とは、要支援の方の介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成する事業です。

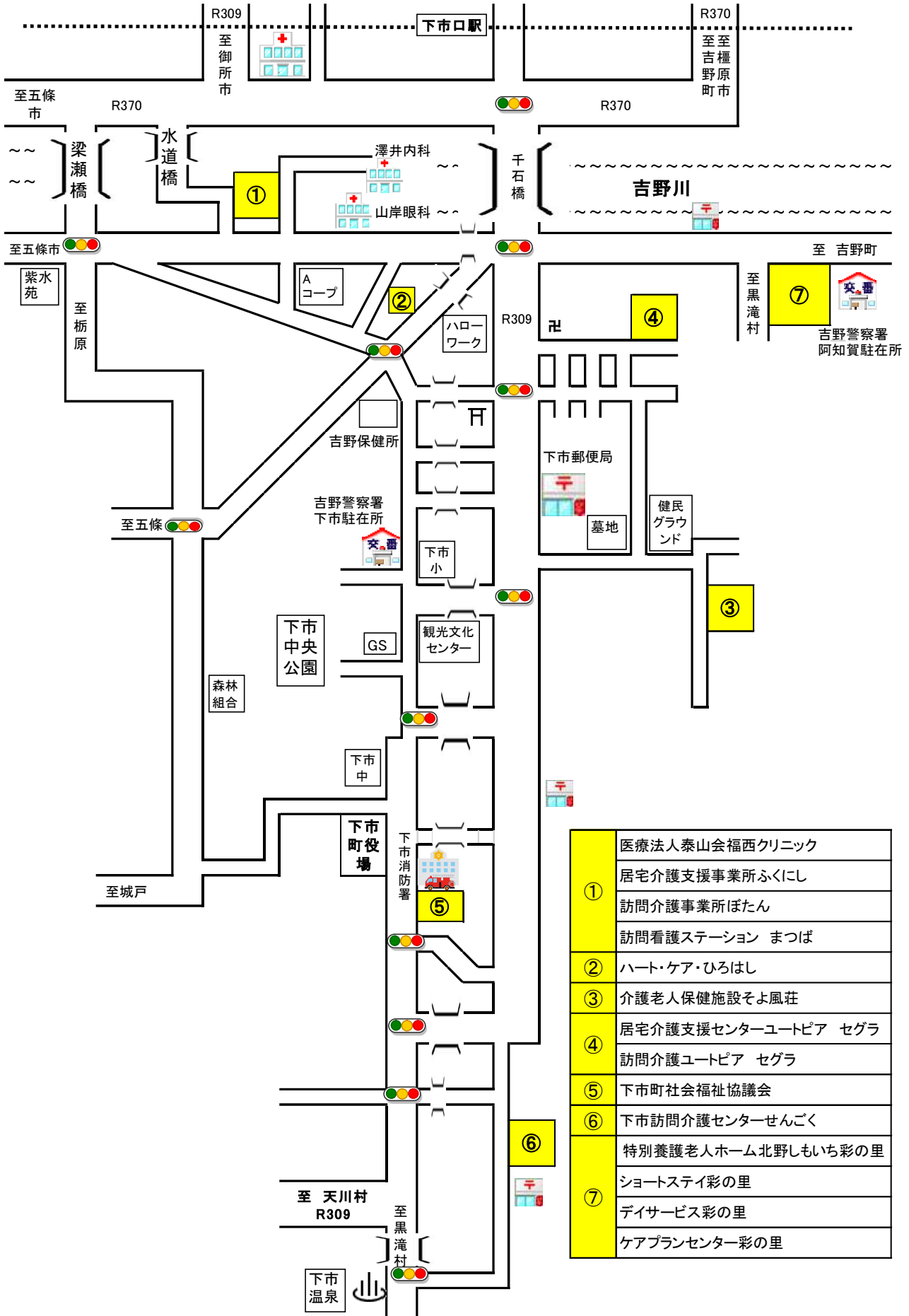
## ★事業者等紹介

下市町	<b>下市町地域包括支援センター</b> 【住所】下市町下市1960(役場内) 【電話】0747-52-0001 【提供サービス】・介護予防支援 P4・高齢者の総合相談 P21・総合事業 P25
(福) 下市町社会福祉協議会	<b>下市町社会福祉協議会</b> 【住所】下市町善城140-1(交流センター内) 【電話】0747-54-2107 【提供サービス】・居宅介護支援 P4・訪問介護 P4
(医) 南風会	<b>介護老人保健施設 そよ風荘</b> 【住所】下市町阿知賀621-1 【電話】0747-52-2781 【提供サービス】・介護老人保健施設 P10 ・短期入所療養介護 P7
(医) 泰山会	<b>居宅介護支援事業所ふくにし</b> 【提供サービス】・居宅介護支援 P4
	<b>訪問介護事業所ぼたん</b> 【提供サービス】・訪問介護 P4
	<b>訪問看護ステーションまつば</b> 【提供サービス】・訪問看護 P5
	<b>介護医療院福西クリニック</b> 【提供サービス】・介護医療院 P10・短期入所療養介護 P7 【住所】下市町新住155-1 【電話】0747-52-9966
(有) ひろはし	<b>ハート・ケア・ひろはし</b> 【住所】下市町新住51-1 【電話】フリーダイヤル 0120-39-1684 【提供サービス】・福祉用具貸与 P8・特定福祉用具販売 P9
千石タクシー (有)	<b>下市訪問介護センターせんごく</b> 【住所】下市町仔邑19-3 【電話】0747-52-2555 【提供サービス】・訪問介護 P4
(福) 北野福祉会	<b>デイサービス彩の里</b> 【提供サービス】・通所介護 P6
	<b>ショートステイ彩の里</b> 【提供サービス】・短期入所生活介護 P7
	<b>ケアプランセンター彩の里</b> 【提供サービス】・居宅介護支援 P4
	<b>特別養護老人ホーム 北野しもいち彩の里</b> 【提供サービス】・特別養護老人ホーム(ユニットケア) P10 【住所】下市町阿知賀1122-1 【電話】0747-52-0240
(福) 下市ユートピア	<b>居宅介護支援センターユートピア セグラ</b> 【提供サービス】・居宅介護支援 P4
	<b>訪問介護センターユートピア セグラ</b> 【提供サービス】・訪問介護 P4 ・福祉用具貸与 P8・特定福祉用具販売 P9
	【住所】下市町阿知賀135 【電話】0747-54-2151

## ★町内の医療関係機関

	名称	住所・電話	診療科目	診察日・診察時間
医療機関	福西クリニック	〒638-0045 下市町大字新住 155-1 【電話】 52-0550	内科 胃腸科 リハビリテーション科	月・火・木・金 午前9時～12時 午後5時～8時 土 午前9時～午後4時 (午後診は要予約) (休診) 水・日曜日・祝祭日
	山岸眼科医院	〒638-0045 下市町大字新住 120 【電話】 52-2013	眼科	月～金 午前8時～12時 月・火・金 午後4時～7時 土 午前9時～12時 (休診) 日・祝祭日
歯科医療機関	榎本 歯科医院	〒638-0041 下市町大字下市 35-13 【電話】 52-2115		午前9時～12時 午後1時30分～6時30分 (休診) 木・日曜日・祝祭日
	北村 歯科医院	〒638-0041 下市町下市 479-1 【電話】 52-6766		午前9時～12時 午後2時～6時 (休診) 木・日曜日・祝祭日
	木村 歯科医院	〒638-0041 下市町下市 355 【電話】 52-6611		午前9時～12時 午後2時～7時 (休診) 木・日曜日・祝祭日
薬局	三並薬局	〒638-0003 下市町大字善城 554 【電話】 52-2278		

# ★事業所マップ



# 介護保険施設案内(令和7年4月1日現在)

## 付近の特別養護老人ホーム

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム慈光園	大和高田市池田 444	0745-52-5001
和里(にこり)	大和高田市野口 325-3	0745-52-0125
特別養護老人ホーム香久山インパレス	橿原市戒外町 7	0744-29-5001
特別養護老人ホームかなはし苑	橿原市雲梯町 94-1	0744-24-5551
特別養護老人ホーム桃寿園	橿原市北越智町 345	0744-27-7260
特別養護老人ホーム橿原の郷	橿原市飯高町 7-1	0744-21-1111
特別養護老人ホームバンデ(絆)	橿原市東竹田町 104-1	0744-23-3223
社会福祉法人大和桜井園	桜井市阿部 1073	0744-42-2090
特別養護老人ホーム秀華苑	桜井市出雲 1642	0744-44-3201
特別養護老人ホームきび秀華苑	桜井市吉備 542-2	0744-44-2601
特別養護老人ホームまきの苑	五條市大沢町 5-25	0747-22-5511
特別養護老人ホーム水杜・水がたり	五條市野原西 3-3-41	0747-23-0615
介護老人福祉施設友喜苑	五條市住川町 1165-4	0747-26-5577
特別養護老人ホームハートランド五條	五條市二見 5-3-63	0747-26-0005
特別養護老人ホーム水杜	五條市野原西 3-3-41	0747-23-0615
テnderヒル御所	御所市船路 415	0745-66-2500
国見苑	御所市柏原 1594-1	0745-63-1102
さうす国見	御所市柏原 1320	0745-64-3020
介護老人福祉施設友幸苑	御所市重阪 771-1	0747-26-1177
テnderヒル御所みのり館	御所市船路 415	0745-66-2500
せせらぎの園	御所市増 33-3	0745-43-5488
特別養護老人ホームウォームヴィラ新庄園	葛城市平岡 528	0745-63-1150
特別養護老人ホーム大和葛城苑	葛城市平岡 441-1	0745-44-8001
特別養護老人ホーム当麻園	葛城市南今市 372	0745-48-4418
特別養護老人ホーム光明園	高取町清水谷 150-5	0744-52-2960
特別養護老人ホームたかとり	高取町兵庫 196	0744-52-1500
特別養護老人ホームあまがし苑	明日香村栗原 421-2	0744-54-5454
特別養護老人ホームあすかの里	明日香村越 280	0744-54-5577
吉野三町村老人福祉施設さくら苑	吉野町櫛井 605-1	0746-32-8950
特別養護老人ホーム柳光	吉野町柳 1395-1	0746-35-9294
社会福祉法人総合施設美吉野園	大淀町下湫 629	0747-52-5555
北野しもいち彩の里	下市町阿知賀 1122-1	0747-52-0240
十津川村特別養護老人ホーム高森の郷	十津川村猿飼 308-2	0746-64-1800
特別養護老人ホームオアシス東吉野	東吉野村小 394-1-2	0746-42-0778

## 介護老人保健施設

施設名	所在地	電話番号
介護老人保健施設光陽	大和高田市根柿 321-1	0745-53-1115
介護老人保健施設ふれあい	大和高田市日之出町 13-15	0745-23-5530
介護老人保健施設花檀	橿原市古川町 395-1	0744-26-1371
介護老人保健施設ケアステージみみなし	橿原市常盤町 158-1	0744-21-2001
介護老人保健施設万葉テラス	橿原市五井町 247	0744-26-2288
介護老人保健施設大和三山	橿原市膳夫町 477-17	0744-23-6688
介護老人保健施設鷺栖の里	橿原市四分町 85-1	0744-21-1600
老人保健施設リンク橿原	橿原市雲梯町 28	0744-21-3737
老人保健施設シルバーケアまほろば	桜井市阿部 323	0744-46-1311
介護老人保健施設やまのベグリーンヒルズ	桜井市大豆越 104-1	0744-45-5960
介護老人保健施設まきむく草庵	桜井市草川 58	0744-45-1502
介護老人保健施設ローズ	五條市二見 5-3-64	07472-2-5200
老人保健施設ルポゼまきの	五條市大沢町 9-8	0747-24-0033
介護老人保健施設鴻池荘サテライト蜻蛉	御所市茅原 168-1	0745-65-2201
介護老人保健施設鴻池荘	御所市池之内 1064	0745-64-2180
介護老人保健施設かつらぎ・かつらぎ東館	葛城市林堂 360-1	0745-69-1800
介護老人保健施設ぬくもり葛城	葛城市西室 150-8	0745-69-8100
介護老人保健施設萩の里あすか	高取町松山 685	0744-52-3288
介護老人保健施設でいあほうむ吉野	大淀町矢走 666-6	0747-54-3388
介護老人保健施設そよ風荘	下市町阿知賀 621-1	0747-52-2781

## 介護医療院

施設名	所在地	電話番号
医療法人桂会平尾病院介護医療院	橿原市兵部町 6-28	0744-24-4700
医療法人八甲会潮田病院介護医療院	吉野町上市 2135	0746-32-3202
南和病院介護医療院	大淀町福神 1-181	0747-54-5800
介護医療院福西クリニック	下市町新住 155-1	0747-52-0510

## 付近の認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

施設名	所在地	電話番号
グループホーム友徳苑	五條市住川町 1426	0747-26-1919
グループホーム白寿荘	五條市今井 1-1-15	0747-23-0120
グループホームシャルルまきの	五條市大沢町 5-25	0747-22-5511
グループホーム縁西吉野	五條市西吉野町城戸 430 番地	0743-71-1155
グループホーム慈泉庵	五條市野原東 6-2-48	0747-23-0614
琴弾の家	御所市池之内 1064	0745-64-2064
つぶら・すじゃく	御所市柏原 721-1	0745-64-3020
テンダーヒル御所わかば館グループホームきつとうっど	御所市御国通り 364-1	0745-64-2500
グループホーム友楽苑	御所市重阪 771-3	0747-26-1616
グループホーム柳光	吉野町柳 1395-1	0746-35-9294
認知症高齢者グループホーム華やぎの里	大淀町北野 66-7	07463-2-8203
グループホームさくらの里	大淀町今木 880	0745-67-9110
グループホームゆうゆう苑	野迫川村上 401-1	0747-37-2555
グループホーム太陽十津川折立の郷	十津川村折立 364-1	0746-64-0564
グループホーム平谷あきの里	十津川村平谷 458-1	0746-64-0507

## 付近の軽費老人ホーム(ケアハウス)

施設名	所在地	電話番号
天の香久山	橿原市戒外町 7	0744-29-5001
テンダーヒル御所	御所市船路 415	0745-66-2500
まきの苑	五條市大沢町 2-25	0747-22-5511
あまがし苑	明日香村栗原 421-2	0744-54-5454
さくら苑	吉野町檜井 605-1	0746-32-8950

## 付近の有料老人ホーム

施設名	所在地	電話番号
シニアライフ檀原	檀原市吉田町 154-12	0744-47-3590
こころ・ぷらす檀原	檀原市十市町 1181-1	0744-29-7070
ともに	檀原市石川町 180-1	0744-46-9912
スマイル真菅	檀原市曾我町 788-1	0744-20-2007
フォーユー檀原	檀原市曾我町 913-1	0744-29-6055
カインドコート檀原	檀原市中町 208-3	0744-47-4731
ぼれぼれ白檀コンフォート	檀原市北越智町 321	0744-28-6511
寿福の郷 檀原	檀原市法華寺町 54-1	0744-25-3100
スマイルかしわて姫	檀原市膳夫町 477-20	0744-20-2208
ふじの家	檀原市膳夫町四条町 782-4	0744-29-5252
おおとり	御所市池内 1064	0745-64-2180
高齢者地域共同住宅	御所市柏原 1594-1	0745-63-1102
友楽苑	御所市重阪 771-3	0747-6-1616
こころぷらす吉野	大淀町下淵 783-1、784-1	0747-52-0303

## 付近のサービス付き高齢者住宅

施設名	所在地	電話番号
ティエール	檀原市曾我町 803-1	0744-20-3322
ゆうけいの里	檀原市新賀町 87-1	0744-21-1224
快適環境やよい	檀原市出垣内町 80-1	06-4790-6811
ふみの郷	檀原市八木町 1-12-8-7	0744-22-3851
医療法人芳隆会メディホームまりも	檀原市北八木町 3-3-21	0744-23-6700
かぎろひ	檀原市小槻町 440-3	0744-46-9912
四つ葉のクローバー桜井	桜井市吉備 572-1	0744-43-5550
サラ・ハウスⅡ	桜井市大福 702-1	0744-45-0088
はるすの郷・西吉野	五條市西吉野城戸 430	0747-33-0707
もみじ	御所市三室 697-1	0745-43-5896



**この案内についてのお問い合わせ**

**下市町役場 健康福祉課**

**TEL 0747-68-9064 (直) 52-0001 (代)**

**Email:kaigo@town.shimoichi.nara.jp**

**HP :<http://www.town.shimoichi.nara.jp/>**

**作成:2025年8月**